

平成 26 年第 2 回安城市議会定例会付議案件

内 容																								
議案番号	第 50 号議案																							
議案名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について																							
摘 要	<p>地方税法等の改正に伴うもの</p> <p>1 個人市民税 公布の日～ 次のとおり課税の特例の適用期限の延長の措置を講じる。 ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限（現行平成 27 年度まで）を 3 年延長する。 イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限（現行平成 26 年度まで）を 3 年延長する。</p> <p>2 法人市民税 26.10. 1～ 法人税割の税率を 100 分の 9.7（現行 100 分の 12.3）とする。</p> <p>3 固定資産税 公布の日～ 固定資産税の課税標準の軽減の程度について条例で定めることとされた割合を次のとおりとする。 ア 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設で平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの 3 分の 1 イ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設で平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの 2 分の 1 ウ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設で平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの 2 分の 1 エ 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備 3 分の 2 オ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもののうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの 4 分の 3</p> <p>4 軽自動車税 (1) 税率の引上げ 27. 4. 1～ 単位 円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>ア 総排気量が 0.05ℓ以下又は定格出力が 0.6kw 以下（エに掲げるものを除く。）</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td style="text-align:center">/</td> </tr> <tr> <td>イ 2 輪で、総排気量が 0.05ℓ超 0.09ℓ以下又は定格出力が 0.6kw 超 0.8kw 以下</td> <td>1,200</td> <td>2,000</td> <td style="text-align:center">/</td> </tr> <tr> <td>ウ 2 輪で、総排気量が 0.09ℓ超又は定格出力が 0.8kw 超</td> <td>1,600</td> <td>2,400</td> <td style="text-align:center">/</td> </tr> <tr> <td>エ 3 輪以上で、総排気量が 0.02ℓ超又は定格出力が 0.25kw 超</td> <td>2,500</td> <td>3,700</td> <td style="text-align:center">/</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	改正案			重課	原動機付 自転車	ア 総排気量が 0.05ℓ以下又は定格出力が 0.6kw 以下（エに掲げるものを除く。）	1,000	2,000	/	イ 2 輪で、総排気量が 0.05ℓ超 0.09ℓ以下又は定格出力が 0.6kw 超 0.8kw 以下	1,200	2,000	/	ウ 2 輪で、総排気量が 0.09ℓ超又は定格出力が 0.8kw 超	1,600	2,400	/	エ 3 輪以上で、総排気量が 0.02ℓ超又は定格出力が 0.25kw 超	2,500	3,700	/
	区分			現行	改正案																			
			重課																					
	原動機付 自転車	ア 総排気量が 0.05ℓ以下又は定格出力が 0.6kw 以下（エに掲げるものを除く。）	1,000	2,000	/																			
		イ 2 輪で、総排気量が 0.05ℓ超 0.09ℓ以下又は定格出力が 0.6kw 超 0.8kw 以下	1,200	2,000	/																			
		ウ 2 輪で、総排気量が 0.09ℓ超又は定格出力が 0.8kw 超	1,600	2,400	/																			
		エ 3 輪以上で、総排気量が 0.02ℓ超又は定格出力が 0.25kw 超	2,500	3,700	/																			

摘要	軽自動車	ア 2輪		2,400	3,600		
		イ 3輪 ※		3,100	3,900	4,600	
		ウ 4輪以上	乗用	営業用 ※	5,500	6,900	8,200
				自家用 ※	7,200	10,800	12,900
			貨物用	営業用 ※	3,000	3,800	4,500
	自家用 ※			4,000	5,000	6,000	
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600	2,400		
		その他のもの		4,700	5,900		
	2輪の小型自動車		4,000	6,000			
	※ 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車については、現行の税率とする。						
(2) 重課税率の導入 28. 4. 1～ 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車について、税率を重課する。(税率は前号の表に記載のとおり)							

議案番号	第51号議案
議案名	安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

摘要	消防団員等公務災害補償等共済基金から市に支払われる額が引き上げられることに伴い、非常勤消防団員に支給する退職報償金の額を改定するもの 公布の日～26. 4. 1～適用																						
	退職報償金の支給額の引上げ () は現行の額 単位 千円																						
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="7">勤 務 年 数</td> </tr> <tr> <td>階 級</td> <td>3年以上 5年未満</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 15年未満</td> <td>15年以上 20年未満</td> <td>20年以上 25年未満</td> <td>25年以上 30年未満</td> <td>30年以上</td> </tr> </table>							勤 務 年 数							階 級	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
		勤 務 年 数																					
	階 級	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上															
	団 長	(95)167	(189)239	(294)344	(409)459	(544)594	(729)779	(929)979															
	副 団 長	(90)157	(179)229	(279)329	(379)429	(484)534	(659)709	(859)909															
	分 団 長	(85)147	(169)219	(268)318	(363)413	(463)513	(609)659	(799)849															
	副分団長	(82)142	(164)214	(253)303	(338)388	(428)478	(574)624	(759)809															
	班 長	(77)132	(154)204	(233)283	(308)358	(388)438	(514)564	(684)734															
団 員	(72)128	(144)200	(214)264	(284)334	(359)409	(469)519	(639)689																

内 容																																									
議 案 番 号	第 52 号議案																																								
議 案 名	安城市民会館条例の一部を改正する条例の制定について																																								
摘 要	市民会館の管理を指定管理者に行わせること及び設備の新設等に伴うもの 1 (1) - 26. 12. 1 ~ 1 (2) - 27. 2. 1 ~ 2 - 27. 4. 1 ~																																								
	1 設備の新設等に伴い料金の設定等をするもの (1) 設備の新設等																																								
	単位 円																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室備品</td> <td>マイクロホン</td> <td>520</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他備品</td> <td>プロジェクター</td> <td>(新設)</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>映像再生機器</td> <td>(新設)</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	改正案	大会議室備品	マイクロホン	520	210	その他備品	プロジェクター	(新設)	520	映像再生機器	(新設)	210																									
	区分		現行	改正案																																					
	大会議室備品	マイクロホン	520	210																																					
	その他備品	プロジェクター	(新設)	520																																					
		映像再生機器	(新設)	210																																					
	(2) 設備の新設等及びシャワー室の新設																																								
	単位 円																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ホール映像設備</td> <td>プロジェクター (A)</td> <td>(新設)</td> <td>2, 620</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター (B)</td> <td>(新設)</td> <td>1, 050</td> </tr> <tr> <td>映像再生機器</td> <td>(新設)</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>映像録画機器</td> <td>(新設)</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>固定式ビデオカメラ</td> <td>(新設)</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>ホール音響設備</td> <td>ライン機器</td> <td>840</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">シャワー室 (1室につき)</td> <td>午前</td> <td>午前9時~正午</td> <td>(780)</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>午後1時~午後4時30分</td> <td>(940)</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後5時30分~午後9時</td> <td>(1, 260)</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>午前9時~午後9時</td> <td>(2, 620)</td> <td>1, 140</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	改正案	ホール映像設備	プロジェクター (A)	(新設)	2, 620	プロジェクター (B)	(新設)	1, 050	映像再生機器	(新設)	520	映像録画機器	(新設)	520	固定式ビデオカメラ	(新設)	520	ホール音響設備	ライン機器	840	520	シャワー室 (1室につき)	午前	午前9時~正午	(780)	340	午後	午後1時~午後4時30分	(940)	410	夜間	午後5時30分~午後9時	(1, 260)	540	全日	午前9時~午後9時	(2, 620)	1, 140
区分		現行	改正案																																						
ホール映像設備	プロジェクター (A)	(新設)	2, 620																																						
	プロジェクター (B)	(新設)	1, 050																																						
	映像再生機器	(新設)	520																																						
	映像録画機器	(新設)	520																																						
	固定式ビデオカメラ	(新設)	520																																						
ホール音響設備	ライン機器	840	520																																						
シャワー室 (1室につき)	午前	午前9時~正午	(780)	340																																					
	午後	午後1時~午後4時30分	(940)	410																																					
	夜間	午後5時30分~午後9時	(1, 260)	540																																					
	全日	午前9時~午後9時	(2, 620)	1, 140																																					
※シャワー室は、現行浴室であるものを廃止し、設置するもの																																									
2 市民会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な事項を定めるもの (1) 指定管理者の選定の基準 ア 利用者の平等な利用を確保するものであること。 イ 利用者に対するサービスの向上を図るものであること。 ウ 市民会館の効用を最大限に発揮し、管理業務に係る経費の縮減を図るものであること。 エ 管理業務を安定して行う能力を有するものであること。 (2) 指定管理者に行わせる業務 ア 文化及び教養の向上並びに福祉の増進を図るための事業の実施に関する業務 イ 市民会館の利用に関する業務 ウ 市民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 指定管理者による適切な管理の確保 ア 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。 イ 市長は、指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。 ウ 市長は、指定管理者がイの指示に従わないときその他管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命ずることができる。																																									

内 容	
議 案 番 号	第 53 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市一般会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 54 号議案・第 55 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	下水道事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 1 号）の 2 会計 資料別添
議 案 番 号	第 56 号議案
議 案 名	業務委託契約の締結について
摘 要	<p>新城駅南駐車場設計施工業務</p> <p>場 所 安城市住吉町地内</p> <p>概 要</p> <p>駐車場施設 地上 1 階 2 層の自走式駐車場（収容台数 2 8 0 以上） 料金徴収装置 監視装置ほか</p> <p>附帯施設 管理室 外構</p> <p>内 容 設計及び施工</p> <p>契 約 金 額 248,184,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市横山町寺田 3 5 番地 4 株式会社ナルセコーポレーション 代表取締役 成 瀬 介 宣</p> <p>契約の方法 随意</p> <p>工 期 ~平成 2 7 年 6 月 3 0 日</p>
議 案 番 号	第 57 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>小学校の普通教室用テレビ等の更新</p> <p>種 類 液晶テレビ その他機器</p> <p>数 量 液晶テレビ 3 8 9 台 その他機器一式</p> <p>契 約 金 額 77,544,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市明治本町 9 番 7 号 株式会社安城電機 代表取締役 林 典 英</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p>

内 容																																																																					
議 案 番 号	報告第 6 号																																																																				
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																																																																				
摘 要	一般会計 単位 円																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設修繕事業</td> <td>1,800,000</td> <td>1,800,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業</td> <td>77,600,000</td> <td>69,600,000</td> <td>11,550,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業</td> <td>4,000,000</td> <td>4,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業</td> <td>177,100,000</td> <td>158,003,000</td> <td>14,454,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業</td> <td>17,100,000</td> <td>17,100,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業</td> <td>7,500,000</td> <td>7,200,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 公園整備事業</td> <td>52,000,000</td> <td>52,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業</td> <td>158,605,000</td> <td>144,961,000</td> <td>136,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業</td> <td>185,000,000</td> <td>183,000,000</td> <td>153,581,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業</td> <td>145,000,000</td> <td>145,000,000</td> <td>130,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業</td> <td>165,000,000</td> <td>165,000,000</td> <td>112,020,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業</td> <td>113,000,000</td> <td>74,300,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 30 住宅費 住戸改善事業</td> <td>145,000,000</td> <td>145,000,000</td> <td>71,550,000</td> </tr> <tr> <td>45 消防費 5 消防費 防災ラジオ導入事業</td> <td>22,000,000</td> <td>19,440,000</td> <td>4,000,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業</td> <td>210,000,000</td> <td>210,000,000</td> <td>131,414,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業</td> <td>179,000,000</td> <td>179,000,000</td> <td>111,394,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設修繕事業	1,800,000	1,800,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	77,600,000	69,600,000	11,550,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業	4,000,000	4,000,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	177,100,000	158,003,000	14,454,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	17,100,000	17,100,000	0	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	7,500,000	7,200,000	0	40 土木費 20 都市計画費 公園整備事業	52,000,000	52,000,000	0	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	158,605,000	144,961,000	136,000,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	185,000,000	183,000,000	153,581,000	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	145,000,000	145,000,000	130,000,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業	165,000,000	165,000,000	112,020,000	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	113,000,000	74,300,000	0	40 土木費 30 住宅費 住戸改善事業	145,000,000	145,000,000	71,550,000	45 消防費 5 消防費 防災ラジオ導入事業	22,000,000	19,440,000	4,000,000	50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	210,000,000	210,000,000	131,414,000	50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	179,000,000	179,000,000	111,394,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源																																																																	
	30 農林水産業費 5 農業費 土地改良施設修繕事業	1,800,000	1,800,000	0																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	77,600,000	69,600,000	11,550,000																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業	4,000,000	4,000,000	0																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	177,100,000	158,003,000	14,454,000																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	17,100,000	17,100,000	0																																																																	
	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	7,500,000	7,200,000	0																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 公園整備事業	52,000,000	52,000,000	0																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	158,605,000	144,961,000	136,000,000																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	185,000,000	183,000,000	153,581,000																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	145,000,000	145,000,000	130,000,000																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業	165,000,000	165,000,000	112,020,000																																																																	
	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	113,000,000	74,300,000	0																																																																	
	40 土木費 30 住宅費 住戸改善事業	145,000,000	145,000,000	71,550,000																																																																	
	45 消防費 5 消防費 防災ラジオ導入事業	22,000,000	19,440,000	4,000,000																																																																	
50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	210,000,000	210,000,000	131,414,000																																																																		
50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	179,000,000	179,000,000	111,394,000																																																																		

内 容												
議 案 番 号	報告第7号											
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて											
摘 要	下水道事業特別会計 単位 円											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業</td> <td>511,000,000</td> <td>373,000,000</td> <td>373,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	511,000,000	373,000,000	373,000,000			
区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	511,000,000	373,000,000	373,000,000									
議 案 番 号	報告第8号											
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて											
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計 単位 円											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整備事業</td> <td>405,000,000</td> <td>347,000,000</td> <td>247,397,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整備事業	405,000,000	347,000,000	247,397,000			
区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整備事業	405,000,000	347,000,000	247,397,000									
議 案 番 号	報告第9号											
議 案 名	予算の繰越しについて											
摘 要	水道事業会計 単位 円											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>予 算 計 上 額</th> <th>支 払 義 務 発 生 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業</td> <td>102,759,850</td> <td>24,759,850</td> <td>78,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業</td> <td>2,000,000</td> <td>0</td> <td>2,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業	102,759,850	24,759,850	78,000,000	4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業	2,000,000	0
区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額									
4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業	102,759,850	24,759,850	78,000,000									
4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業	2,000,000	0	2,000,000									

内 容	
議 案 番 号	報告第 10 号
議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について
摘 要	1 平成 25 年度事業報告及び決算
	[事業報告]
	取得 2,932.13 m ² 安城南明治土地区画整理事業用地 準用河川郷東川用地 271,291,949 円 取得事業用地 市道里長根 3 号線用地取得事業用地
	処分 6,312.74 m ² 安城南明治土地区画整理事業用地 市道里長根 3 号線用 496,532,635 円 地取得事業用地 準用河川郷東川用地取得事業用地
	[決 算]
	収益的收入 497,387,364 円 資本的收入 284,030,000 円 収益の支出 496,845,965 円 資本的支出 740,341,949 円
	2 平成 26 年度事業計画及び予算
	[事業計画]
	取得 7,275 m ² 明治本町地内公園用地取得事業用地 安城南明治土地 714,779 千円 区画整理事業用地 勢井前第一排水区ポンプ場用地取得 事業用地
	処分 1,474 m ² 安城南明治土地区画整理事業用地 準用河川郷東川用 133,581 千円 地取得事業用地
[予 算]	
収益的收入 134,789 千円 資本的收入 728,328 千円 収益の支出 134,110 千円 資本的支出 848,360 千円	

内 容													
議 案 番 号	報告第 11 号												
議 案 名	三河安城駐車場株式会社の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 第 2 0 期（平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで）事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>(1) MAパーク駐車場（時間貸一般駐車場）</p> <p>ア 管理運営を株式会社あいち中央サービスに委託</p> <p>イ 警備を総合警備保障株式会社に委託</p> <p>ウ 利用台数 一般利用 延べ 73,755 台</p> <p>エ 販売促進活動（割引料金の継続、情報誌にサービス券の引換券の掲載等）の実施</p> <p>(2) MAプラザ（貸事務所・貸店舗）</p> <p>ア 施設管理を株式会社あいち中央サービスに委託</p> <p>イ 警備を総合警備保障株式会社に委託</p> <p>ウ テナント 6 社の入居（賃貸面積 407.63 坪）</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>営業収益</td> <td>123,990,505 円</td> <td>営業外収益</td> <td>13,121,334 円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>115,372,117 円</td> <td>営業外費用</td> <td>3,984,393 円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>10,749,827 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営業収益	123,990,505 円	営業外収益	13,121,334 円	営業費用	115,372,117 円	営業外費用	3,984,393 円	当期純利益	10,749,827 円		
	営業収益	123,990,505 円	営業外収益	13,121,334 円									
営業費用	115,372,117 円	営業外費用	3,984,393 円										
当期純利益	10,749,827 円												
	<p>2 第 2 1 期（平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで）事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) MAパーク駐車場</p> <p>ア 管理運営を株式会社あいち中央サービスに委託</p> <p>イ 警備を総合警備保障株式会社に委託</p> <p>ウ MAパーク駐車場利用拡大方策実施要領に基づいた活動を行い、利用台数及び利用料の増加を図る。</p> <p>エ 市場調査を定期的にも実施・分析して販売促進活動に努める。</p> <p>(2) MAプラザ</p> <p>ア 空室になる貸事務所の入居促進活動に努める。</p> <p>イ 施設管理を株式会社あいち中央サービスに委託</p> <p>ウ 警備を総合警備保障株式会社に委託</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>営業収益</td> <td>122,872 千円</td> <td>営業外収益</td> <td>5,595 千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>114,513 千円</td> <td>営業外費用</td> <td>3,034 千円</td> </tr> </table>	営業収益	122,872 千円	営業外収益	5,595 千円	営業費用	114,513 千円	営業外費用	3,034 千円				
営業収益	122,872 千円	営業外収益	5,595 千円										
営業費用	114,513 千円	営業外費用	3,034 千円										

内 容													
議 案 番 号	報告第 12 号												
議 案 名	公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 平成 25 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>平成 25 年度入園者数 501,799 人 開園以来の入園者数 9,535,188 人 日本デンマークと言われた安城市の伝統を生かし、人と環境にやさしい公園として定着を図るとともに、花とみどりで心が癒され、来園者の視点で楽しめる公園を目指し、次の事業を遂行</p> <p>(1) 場と機会の提供事業（公益目的事業）</p> <p>ア 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供 イ 都市と農村との交流の機会の提供 ウ 憩いと安らぎの機会の提供 エ 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供</p> <p>(2) 植物の育成と研究事業（公益目的事業）</p> <p>ア 地域の環境及び特性に合う新品種導入に関する研究 イ 地域の環境及び特性に合う植物の品種改良 ウ 希少品種の育成及び研究 エ 特定植物保全拠点園としての植物収集及び保全</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>ア 直営店 5 店舗での販売事業 イ その他の販売事業 ウ 販売委託事業</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>680,615,493 円</td> <td>経常外収益</td> <td>6,639 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>666,106,437 円</td> <td>経常外費用</td> <td>7,826,205 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期一般正味財産増加額</td> <td colspan="2">5,600,990 円</td> </tr> </table>	経常収益	680,615,493 円	経常外収益	6,639 円	経常費用	666,106,437 円	経常外費用	7,826,205 円	当期一般正味財産増加額		5,600,990 円	
	経常収益	680,615,493 円	経常外収益	6,639 円									
経常費用	666,106,437 円	経常外費用	7,826,205 円										
当期一般正味財産増加額		5,600,990 円											
	<p>2 平成 26 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>指定管理者として公園の適正な管理を行うとともに、本質的な魅力を高め公園の活性化を図るため、各事業を推進</p> <p>[予 算]</p> <p>経常収益 684,739 千円 経常費用 683,449 千円</p>												

内 容	
議 案 番 号	同意第 4 号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 神谷正文の任期満了（平成 2 6 年 8 月 2 5 日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p> <p>任期 3 年</p> <p>定数 3 人</p> <p>要件 本市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>